

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エーアイティー	コード	9381
提出日	2024/5/2	異動(予定)日	2024/5/22
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意							
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし					
1	神宮司 孝	社外取締役	○		△									○	○					指定	有		
2	成田 彦一郎	社外取締役	○																	△		有	
3	岡本 しのぶ	社外取締役	○																	○		新任	有
4	西島 佳男	社外監査役	○																		○		有
5	三村 淳司	社外監査役	○																		○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	神宮司孝氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社であるロジスティード株式会社の執行役員東日本統括本部長(業務執行者)であり、当社は同社と資本業務提携契約を締結し、同社は当社株式4,800千株(当社発行済株式(自己株式を除く。))総数に対する所有株式数の割合(20.43%)を保有しております。また、当社グループと当社グループとの間で国内外での物流等に関連する取引がありますが、当社と同社との取引高は僅少であり、取引条件につきましても、他社との取引と同様、両者協議のうえ契約等に基づき決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、2019年3月から当社の取締役に就任し、非業務執行の取締役でありましたが、2022年5月24日開催の定時株主総会の終結の時から社外取締役に就任しております。同氏は、ロジスティード東日本株式会社の代表取締役社長であります。当社が同社と取引を行う場合の取引条件として、他の株主の利益を害することがないよう、当社と関連を有しない第三者との取引条件と同等のものとすることとしております。また、当社の円滑な事業運営のため、当社取締役会で会社法第356条に基づく決議を行い、同社との取引を承認しております。加えて、同社との間で実際に取引が行われた際には、遅滞なくその取引についての重要な事実が当社取締役会に報告されます。なお、同氏は特別利害関係者に該当しますので、当該決議に参加していません。	神宮司孝氏は、株式会社日立物流の代表執行役員副社長、株式会社日立物流バンテックフォワーディング(現ロジスティードエクスプレス株式会社)の代表取締役社長及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、当社から要請したものであります。当社が事業活動を行う上で、ロジスティード株式会社に対して事前に承認を要する事項などではなく、当社の経営において一定の独立性が確保されているものと認識しており、また同氏が東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていること等、総合的に勘案した結果、同氏はその他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断し、独立役員として指定しております。
2	成田彦一郎氏は、当社の取引先である伊藤忠商事株式会社の出身者であります。同社との取引は、当社の取引全体に占める割合において僅少なものであり、独立性に影響を及ぼすものではありません。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	成田彦一郎氏は、大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
3	岡本しのぶ氏は、寺戸しのぶ公認会計士事務所を開設しており、2024年2月期において、当社と同公認会計士事務所の間で僅少の取引がございましたが、取引条件につきましては、他社との取引と同様、両者協議のうえ契約等に基づき決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、2013年5月から2017年5月の間、当社の社外監査役に就任しております。	岡本しのぶ氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
4		西島佳男氏は、検事および弁護士として法律関係の高度な専門知識と経験を有していることから、当社グループのコンプライアンス面を中心に、経営全般の監査体制の強化を期待して、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
5		三村淳司氏は、公認会計士としての高い専門性とともに、企業経営者としての知識及び経験を有していることから、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただくと判断し、当社から要請したものであります。また同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、その他一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。